党規約

第一章　名称

第一條　本党は　党と称し本部を東京に置く。

第二章　目的

第二條　本党は党の綱領宣言及の決議を貫徹することを以て目的とす

第三章　構成

第三條　本党は党の綱領規約を遵守する個人を以て構成す

第四章　機関

第一節　党大会

第四條　党大会は党の最高機関にして大会代議員中央執行委員及本部役員を以て構成す。

第五條　党大会は毎年一回中央執行委員会之を召集し議長及副議長は大会に於て選挙す
但し中央執行委員会は党員三分の一以上の要求ありたる時又は中央執行委員三分の二以上必要ありと認めたる時は臨時大会を召集することを得。

第六條　党大会の代議員は支部及府県支部聯合会より選出するものとし其選出比率は別表の定むる所に依る。

第七條　党大会は代議員三分の一以上出席するに非ざれば議決